

4月20日

議会運営検討協議会

午後1時00分開会

○ 一般傍聴の許可

【協議結果】

傍聴者を許可した。

(傍聴者入室)

○ 委員の欠席及び代理出席の報告

【報告内容】

石田（康）座長から、尾作委員の欠席及び山崎議員の代理出席について報告し、山崎議員を紹介した。

1 検討課題の協議

(1) 予特委員会の常設化等の検討

【協議結果】

各委員が作成した本件検討課題に関する考え方を取りまとめた資料について、各委員から説明を受けた。

この資料等に基づき検討を行い、次回継続して検討することとした。

【主な意見】

○山崎議員 (検討課題に関する資料の説明)

○浜田委員 (検討課題に関する資料の説明)

○織田委員 (検討課題に関する資料の説明)

○井口委員 (検討課題に関する資料の説明)

○月本委員 (検討課題に関する資料の説明)

○石田（康）座長 各委員からそれぞれ説明をいただいたが、この資料も参考にしながら、本件検討課題に対して各委員の共通項を見出していきたいと考えている。ただいまの各委員の提案に対して確認事項や質問があれば、自由に発言をいただきたいと思います。

浜田委員の提案では、これまでの3月の予算審査を継承しつつ2分科会方式にして審査を行うとのことであるが、3月以外の6月、9月、12月においても予算常任委員会を設けるとの主張であるのか確認したい。

○浜田委員 常設の予算委員会として、3月以外の6月、9月、12月においても予算委員会で審議することを考えている。補正予算が提案される場合は、予算委員会の該当する分科会で審議することになる。

○井口委員 6月、9月、12月議会において、サマーレビューやオータムレビューについて報告を受けるとのことであるが、この場合の委員会は全員構成になるのか。

○浜田委員 報告を受ける以上、質疑応答も行うことになると思うので、その際は、3月のような時間配分とは言わないまでも、それなりの時間を設けて分科会で報告や質疑応答を行うのがよいと思う。

○石田（康）座長 サマーレビューやオータムレビューの報告を受けるのであれば、現行の予特を2つの分科会に分けなくとも、常任委員会で詳細な報告を受けることでも対応できると思うが、いかがか。

○浜田委員 常任委員会は5つに分かれて同時開催されており、全体像を把握するには、自分の所属していない他の委員会の報告内容を後で確認しなければならない。2つの分科会とすれば、分科会の所管事項の範囲が大きくなるので、広い分野の報告を受けることができ、それに対して質問をすることもできる。

今回の提案は、これまでの方式を激変させないことを基本に考えており、全員の発言を聞くことができる現在の予特のメリットを残すため総括質疑を設けることとし、また、2分科会として同時開催を止めれば、他の分科会を傍聴することもできる。このようにすれば、現在のやり方も残しつつ、より効率的に審議できるようになるのではないかと考えた。

○石田（康）座長 織田委員から、三重県議会の事例紹介があったが、三重県議会では、予算と決算をあわせた委員会にしているのか。また、予算編成過程での議会の関与については、どのように考えているのか。

○織田委員 三重県では、予算決算常任委員会として常設している。また、年間スケジュールについては、先ほどの浜田委員と同じような考え方であり、サマーレビューやオータムレビューといった節目節目に委員会で集中的に議論するイメージである。

○石田（康）座長 月本委員からは、市民満足度と政策評価との連動を図るとの提案があったが、この市民満足度とはどういったものであるのか確認したい。

○月本委員 2年に一度、市民アンケートの中で市民満足度評価が実施されているが、一方で、政策評価は事務事業の進捗状況に基づく評価であるため、市民満足度の結果と政策評価が一致しないことが多い。市民満足度と政策評価を連動させることができれば、コスト面から妥当であるか否かを数字の上で判断できるようになるのではないかと考えたものである。

○石田（康）座長 新たに、そのような指標を設けるといふことか。

○月本委員 市民アンケートの内容を施策と連動させることが目的であるので、アンケートの方法を行政に変えてもらえればと思う。

○井口委員 予算提案時期の早期化が各委員の共通認識のようであるが、どこまで実現可能なものか。

○石田（康）座長 事前に財政局に確認したところ、予算案は1月20日の予算編成会議で確定するとのことであったので、早めても1月20日が限界であるが、財政局の都合で1月20日となっているので、これをもっと早く決定してもらうようにすれば、議会の開会も前倒しができるかもしれない。

○井口委員 それができれば、大分変わってくる気がする。

○織田委員 行政から、予算が固まっていないので議会に説明できないと言われることが多く、この点が一番ひっかかる。予算委員会を常設化して、施策の動きを常に追いかけるようにすれば、翌年度につなげていけるようになると思う。

これまでの議会の伝統や慣習からすると、予算に対して組替えや修正、否決などを行うことは、物理的に難しかった現状がある。井口委員の意見のような見直しの仕方もあると思うが、これまでのしがらみで難しいとも思えるので、新しい仕組みに変えるのがよいのではないか。

○井口委員 来年度予算について前倒しして議論の機会を設けて、議員からいろいろと施策をふやせと言っても、予算がつかないとできない施策については、原局はやるともやらないとも言えないのではないか。予算案ができた段階で市長がやるかどうかを明らかにするものであり、議会も予算案ができた後でないとは権限はない。これは行政の仕組みでやむを得ないのではないか。

鎌倉市では予算に対して修正を行い、対象となった事業を1年間執行停止としたが、このようなことも、やればできることである。わが会派では、本会議初日から組替えに向けた検討を行っており、確かに大変であるが、一部分の組替えであれば、さほど困難ではな

く十分可能である。予算の提案が早くなってもよいが、議会が追認機関になっていると言えども、議会として議論はしており、組替えなどをしっかりと行えば、市民の理解も得られるのではないか。

予算編成の中間の段階でいくら議員から意見を言ったとしても、市長がやらないと判断すれば、やらないことになる。やはり市長と議会との緊張関係は、あるべきだと思う。

○浜田委員 最初から、すべてのことを行うことは難しいかもしれないが、例えば9月ごろに方向性など明らかにできることもあるのではないか。その段階から、議会として意見を言い、9月から長い期間をかけて検討してもらうこともよいと思うので、大まかな内容でも中間の段階で報告を受けることは共通事項として一致できるのではないか。

○井口委員 サマーレビューやオータムレビューの段階で報告を聞くことは、市民にも公表されているので、構わないと思う。しかし、常設化することによって予算編成に組み入れられるかは確約できず、3月の予算議案の採決で決着となることは変えようがない。オータムレビューでの内容は、本当に不確定なもので、その後市長査定までの間に相当のせめぎ合いがある。これを議会がどのように扱うか、よく考える必要がある。単に委員会を新しくつくったからできるとは思えない。

○織田委員 サマーレビューで全部の課題が出され、これがオータムレビューで引き続き議論されていくが、このニュアンスをある程度議会が把握できれば、めり張りをつけた議論が可能となり、市民からの熱意を受けて議会サイドから応援ができる。「予算案について」で新規事業などに「◎」や「○」がついているが、なぜそのようになったのか分からない。最終的に市長の判断になるのはしようがないが、サマーレビューやオータムレビューで少し詳しい説明を聞いて、その段階で議会が関与できるようになれば変わってくるのではないか。

○井口委員 それは、今でも普通に行われていることと思う。普段から議会から聞いた声を反映して予算ができてくるわけであるので、今までやってきていることでよいのではないか。

○織田委員 今までのことを否定するわけではないが、予算委員会とすれば緊張感が出てくると思う。また、常任委員会は水曜日、金曜日に開催されており、ここで更に新たなことを行うようにすると、常任委員会の審議時間の延長などの新たな問題も出てきてしまうので、そういった点からも専門的な予算委員会を設けることがよいと思う。

○沼沢副座長 基本的に織田委員の考え方に同調する。例えば、今年度予算で小児医療費

の助成対象年齢拡充の実施時期が遅れたり、期間が1年になったことや、あるいは認定保育園がなぜ9園なのかといったことが、予算が出てこないとなかなか分からない。準備期間が足りないからだと言いが、4月からやるというのなら、それなりの準備をしておけばいい訳で、それは違うのではないかと。そういった内容が年度の最後になって来年度予算として出てくるから、もう議会が何もタッチできないようになってしまう。われわれが関与することによって、こういう事態を少しでも回避できるのではないかと。

こういったことを踏まえると、事前のレビューの報告も必要だろうし、常設化についても、分科会になるのかどうなのか、あるいは日にちをずらして開催するのかといった検討すべきこともあるが、これは運営の話であるので、基本的には、常設化の考え方でよいのではないかと思う。

○月本委員 決算が予算にどのようにつながっていくのか見えにくい現状にある。オータムレビューが出る時には決算は終わっているのだから、決算の結果に基づいて予算をどのように考えるのか行政の考え方の枠組みが出てくる。オータムレビューの内容を議会の分科会で集中的に審議し、そして予算を組んでいくという流れとして、行政と議会がやり取りする機会をふやしていければ、予算と決算の連動につながっていくと思う。

○織田委員 決算と予算が直接連動しないため、決算が軽く見られがちになってしまう経過があったと思う。今の月本委員の話では、現年度を基軸とすると、決算は1年前のこと、予算は1年後のことであるので、その間の1年間はあいてしまう。自分は三重県方式で対応しようと思っているが、その点は、どのように考えているのか。

○月本委員 現状だと、現年度の予算執行については常任委員会で議論するしか方法がないので、その点も検討すべきと思う。

○織田委員 サマーレビューやオータムレビューは直接来年度予算につながるが、一方で5月に会計を閉めて、決算を6月、7月に示すとするのは、行政としては事務的、作業的に大変といえば大変だと思う。そういうことを求めるのか、あるいは、サマーレビュー、オータムレビューの部分に、内部的には決算も連動した議論が出てきているはずであるので、そういうところに包含させることもできる。どのあたりに力点を置くかだと思う。いずれにしても、予算、決算を連動させることについては、コンセンサスが取れると思う。

○山崎議員 予算の組替えは、多分にパフォーマンス的な要素が出てくる。また、行政への負担が多くなることから、よいものとは思っていない。議員が一生懸命行っていることが市民に対して十分に伝わっていないため、追認機関と言われてしまっており、議員の

思いと市民の思いにギャップがあるのではないかと思う。

基本的には、予算の編成は市長の専権事項であるので、議員が編成過程に関与すべきではないという立場である。そう考えると、予算が承認された後、決算を踏まえて、それを次の予算に活かしていくといった視点でチェック機能に特化していくべきであると思うので、予算、決算の連動型による常設化という意味では選択肢の一つになると思う。また、予算と決算の間が1年間あいてしまうが、その間の行政との緊張感は大事であるので、そのようなものを設けると、いい緊張感を行政との間で持つことができるようになるのではないかと。

○石田（康）座長 各委員から意見をいただいたが、各委員、本日配布された資料を熟読する時間も必要であるし、各委員の意見の共通項の洗い出しなども行いたいと思うので、本日のところはこの程度とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのようにさせていただく。

○織田委員 一点、三重県では6月、7月に決算のあらましが出されているようであるが、かなり行政職員の労力がかかるものであるのか確認したいので、具体的にどの程度のものが作成されているのか調べてもらいたい。

○石田（康）座長 ただいまの件については、事務局で対応を願う。

(2) 請願・陳情の審査等の取り扱いに関するあり方

【協議結果】

主に陳情の付託のあり方について検討を行い、次回継続して検討することとした。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回に引き続き協議を行うが、まず、郵送による陳情の委員会付託について意見を伺いたい。

○浜田委員 他の自治体の例を見ると、郵送による陳情は委員会付託しない例があるが、付託しない場合でも、陳情の写しを議員に配布し、陳情者の思いはきちんと伝わるようにしている。こういったことも踏まえて、郵送による陳情を委員会付託しないことについて検討する余地があると思う。

○井口委員 郵送でないと陳情を提出できない人もおり、陳情を提出する手段で議会での扱いを分けることは適切でない。明らかに委員会審査になじまないもの以外の陳情を、そのように扱うことはいかがなものか。

○浜田委員 郵送による陳情すべてを委員会付託しないとやっているわけではない。例えば、岡山市のように、市内在住者、在勤者、在学者や市内に事業所等を有する法人以外の提出者からの陳情については委員会付託しないようにするのも一つの考え方であり、例えば、郵送で、かつ市内の関係者でない提出者からの陳情の場合は、委員会付託に制限をつけてもよいのではないか。そのような場合であっても、写しは議員全員に配布するので、陳情者の思いは伝わることになる。

○井口委員 なぜ、郵送の陳情を委員会付託しない扱いとしなければならないのか。

○浜田委員 委員会審査になじまないとの意見等があった陳情の中に、郵送かつ市外からの陳情が見受けられた。これに対応するために、判断がしやすい基準を考えた。

○沼沢副座長 ある地方在住の人が全国の議会で陳情を提出して、ホームページ上で各議会の対応を公開したりすることもある。当然、陳情の受付はするし、各議員に回覧したりするが、国への意見書提出を求めるものであるとか、市外在住者からの陳情などについては、委員会付託をして審査することに一定のフィルターを設けたほうがよいのではないか。陳情の数が減ることが望ましいわけではないが、無用の議論をあえて委員会でもなくともよいと思う。

○井口委員 市民生活にとって必要であるか否かを議論するのに、住所地や提出方法によって区別するのはいかがなものか。委員会での審査が難しい事例も確かにあるが、その数は多いわけではなく、実際に支障があったことはさほどなかったのではないか。これまでも市外からの提出であっても、郵送による提出であっても、市民に必要なことは議論してきており、住所地で区別したり、郵送であることや一斉提出であることなどの手法で排除することは適切ではなく、現状の9項目のフィルターで支障はないと思う。

○沼沢副座長 意見書の提出を求める陳情であっても、提出されれば一般質問などで質問できなくなってしまう、議員の発言に対して制約が課せられてしまうことがある。提出された陳情を見て、議員が質問に取り上げればよいことでもあるので、そういった点からも、陳情の付託について検討すべきである。

○石田（康）座長 一般質問の取り扱いにおいて、陳情は触れることができるように見直すことは可能であるのか。

○石塚議事課長 一般質問や予・決算審査特別委員会における議員の質問権に関する内容と思われるが、なぜ、このような取り決めがあるかという、委員会の審査権の問題である。委員会がまさにこれから審査しようとしている段階で、個人質問で取り上げてしまうことはいかがかということで、このような規定ができあがってきたと聞いている。仮に制限を外すことにする場合には、委員会の審査権の点も含めて御議論いただいたほうがよいと思う。

○織田委員 逆に議員の発言を制限させるために陳情を出すことも、技術的にはあり得るので、その点どうするか。

○井口委員 議論の趣旨が大分変わってしまう。そこはルールで仕方がないし、自分が質問したいと思っていたことであっても、陳情が提出された以上は、委員会で議論してもらえばよいと思う。

○沼沢副座長 委員会によっては全会派が所属していないこともあるし、特に意見書は会派から提出できるので、委員会で議論しなければいけないとは思えない。

○井口委員 悪意が市民にあったとしても、それも含めて市民の思いとして受け入れるべきではないかと思う。

○石田（康）座長 この件は、ひとまずこの程度にさせていただき、次に市外の提出者からの陳情の取り扱いについて、御意見を伺いたい。

○浜田委員 岡山市の例であるが、委員会付託しない郵送による陳情を、とても限定的に規定している。提出者が市内在住や市内在勤、市内在学、市内に事業所等を有する法人の場合は、郵送であっても委員会に付託することとしており、それ以外の提出者からの郵送の場合のみ、委員会付託しないこととしている。付託しない場合でも、写しは全議員に配布されるので、陳情が提出されたことは分かり、陳情を受け止めることができる。委員会付託せずとも、それで十分ではないかと考えたものである。

○山崎議員 陳情者によっては、議員に現状を知ってもらうことを目的として提出する場合もある。内容を各議員に知らせることは最低限の対応であるが、委員会付託をするか否かについては判断があつてよい。

○井口委員 陳情者は、議会で議論することを求めて陳情していると思う。郵送や市外からも、緊急の案件や重要な案件が提出されることもある。ハードルを多くしすぎたり、住所地によって限定するなど、入口論や方法論で判断することとなると、議会で議論すべき陳情も排除されてしまう。

○石田（康）座長 私の意見であるが、受益と負担の観点からすると、当然、住民税を払っている市民は市に対して意見要望することができる。一方で、市域外の方は住民税を払っていないので意見が言えないかというところではなく、公営企業会計などもあり、市域外の方も市バスを利用するであろうし、遠くから川崎市の医療機関に受診しに来る人もいます。その費用は市の財政に入るので、そういう点からも、市域外の方が意見要望を制限されることはないという考え方もあるが、いかがか。

○月本委員 委員会付託されなくても写しを各議員に配布すれば一般質問でも取り上げることできるので、市外からの郵送による陳情を付託しないこととしても、取り上げないことにはならない。委員会のその他の事項で委員から陳情の内容を議論することを提案することもできる。全国の議会に対して一斉に送られている陳情には、委員会審査にそぐわない内容のものも多いので、効率化を図る意味で、市外からの郵送等の陳情の取り扱いについて考えていきたいと思う。

○石田（康）座長 いろいろと御意見をいただいたが、本日はこの程度にさせていただきます。

2 その他

【次回会議日程】

○ 平成24年5月11日（金）午後を開催することに決定した。

午後2時46分閉会